

『太平記綱目』小考(二)

—その概要・評判書との関わり—

加 美 宏

一 はじめに

近世初期、十七世紀における『太平記』の大きいなる流布と呼応してあらわれた『太平記賢愚抄』『太平記鈔』などの本格的注釈書、『太平記評判秘伝理尽鈔』『太平記評判私要理尽無極鈔』といった評判書・秘伝書、さらには、それらの注釈書・評判書の類を集成し、独自の論評や注釈を付加した『太平記大全』『太平記綱目』という集成書などについて、これまで検討や位置づけを試みてきたが、これは、近世における『太平記』の研究・受容・流布・影響の諸相や、その近世的変容を明らかにし、そこから『太平記』そのものを逆照射してみたいというねらいにもとづくものである。

前稿^①においては、『太平記綱目』の成立・刊行年代や著者原友軒について検討し、あわせて近世初期における「太平記読み」の様相

について考えてみた。本稿では、この前稿を承けつつ、『綱目』の概要・構成などを紹介し、その範とした『資治通鑑綱目』や、引抄した『太平記』評判書類との関わりなどについて検討を加えてみたいと思う。

二 『綱目』の概要

寛文八年（一六六八）の頃に、原友軒によって著述・刊行された『太平記綱目』は、近世初期に刊行された『太平記』の本文・注釈・評判を一書に集成し、さらに独自の注解・論評を付加した大著であるが、同類のものとして、すでに万治二年（一六五九）に、西道智によって『太平記大全』が著述・刊行されている。『綱目』は当然、この『大全』を意識し、これを超えようとしたものである。

『大全』は、旧稿^②において紹介・検討したように、まず流布本系

一本によって『太平記』の本文を掲出し、次いで『太平記鈔』に拠る注釈(語釈)を掲げ、さらに『太平記評判秘伝理尽鈔』の「評」や「伝」を載せている。また一部に『太平記理尽図経』の記事や絵図も引く。こうした集成のほかにも、著者独自の注解として、主要な登場人物の略伝を記した「伝記」という項目が加えられている。

これに対し『綱目』は、『太平記鈔』のほかに『太平記賢愚抄』の注釈も参照し、『理尽鈔』とともに、もう一つの評判書『太平記評判私要理尽無極鈔』の「評」「伝」をあわせ収め、『太平記理尽図経』のほかに、『太平記大全』の「伝記」をも採るなど、集成書としての巾を広げ、利便を増している。

またそうした先行書の集成ばかりでなく、「追解」という項目には、編者の筆になる新たな注解(語釈)も見られるし、「通考」として、『太平記』の合戦・事件・人物についての著者独自の見解・批評を加えるなど、『大全』とは異なる特色をうち出している。

その上、『大全』が、『太平記鈔』の注解や『理尽鈔』の「評」「伝」などに手を加えず、そのまま収載しているのに対し、『綱目』は、注釈書・評判書の記事に、取捨やアレンジを加え、リライトした形で集成しようとしている点にも、編者の工夫がみられる。

つまり、『綱目』は、近世初期における『太平記』関係書の最大の集成であると同時に、独自のスタイルによる『太平記』の評論書

・研究書でもあるといえよう。

三 『綱目』の構成

『綱目』は、写本では伝わらず、全六十冊(巻)から成る無刊記の版本が現存する。現存の諸版本をみるに、基本的構成には、大きなちがいが認められないが、巻頭部一・二冊目の構成や、著者原友軒の「後序」の載せられている位置などにちがいのある版がみうけられ、前稿でもふれたように、少くとも三種ほどの異なる版が板行されたものと思われる。

『綱目』全冊(巻)の構成をみるために、内閣文庫所蔵版本の構成を次に示してみることとする。

第1冊 凡例(原友軒)・総目録・劍巻、第2冊 序(村田通信)
 ・巻一、第3冊 卷一附翼上―君臣編上、第4冊 卷一附翼中―君臣編下、第5冊 卷一附翼下―冠服編・邦域編、第6冊 卷二、第7冊 卷三、第8冊 卷四、第9冊 卷五、第10冊 卷六、第11冊 卷七、第12冊 卷八奇、第13冊 卷八正、第14冊 卷九、第15冊 卷十本、第16冊 卷十末、第17冊 卷十一、第18冊 卷十二首、第19冊 卷十二尾、第20冊 卷十三、第21冊 卷十三附翼―遺諫篇、
 卷22冊 卷十四陰、第23冊 卷十四陽、第24冊 卷十五乾、第25冊 卷十五坤、第26冊 卷十六前、第27冊 卷十六後、第28冊 卷十六

附翼―南木家訓、第29冊 卷十七剛、第30冊 卷十七柔、第31冊 卷十八屈、第32冊 卷十八伸、第33冊 卷十九、第34冊 卷二十、第35冊 卷二十一否、第36冊 卷二十一泰、第37冊 卷二十二、第38冊 卷二十三、第39冊 卷二十四宇、第40冊 卷二十四宙、第41冊 卷二十五、第42冊 卷二十六天、第43冊 卷二十六地、第44冊 卷二十七、第45冊 卷二十八、第46冊 卷二十九、第47冊 卷三十、第48冊 卷三十一、第49冊 卷三十二、第50冊 卷三十三上、第51冊 卷三十三下、第52冊 卷三十四、第53冊 卷三十五雌、第54冊 卷三十五雄、第55冊 卷三十六、第56冊 卷三十七、第57冊 卷三十八、第58冊 卷三十九呂、第59冊 卷三十九律、第60冊 卷四十・後序（原友軒）。

『綱目』が扱った『太平記』の流布本系版本は、総目録・剣巻合一巻を巻頭においた四十一巻本と考えられるが、『綱目』では、巻一・巻十三・巻十六に、それぞれの内容に関わる附録が計四冊加わり、さらに巻八をはじめ計十四の巻が、それぞれ二分冊となった結果、総計六十冊の大部なものとなったのである。

現存版本の中で、右記の内閣文庫本と構成のちがいのみられるのは、巻頭部の第一冊・第二冊、および巻末の第六十冊である。例えば龍谷大学図書館蔵版本では、第一冊が、序（村田通信）・後序（原友軒）・凡例（原友軒）・総目録・剣巻となっており、内閣本で

は巻末（第六十冊末尾）におかれている「後序」が、巻頭部におかれている。また京都府立総合資料館蔵版本では、第一冊 総目録・剣巻、第二冊 序（村田通信）・後序（原友軒）・凡例（原友軒）・巻一となっている。これらの事実によって、前述したように、いくつかの異なる版が上梓されたことがわかり、『綱目』にかなりの需要があったことがうかがわれよう。しかし、その版による構成のちがいは、「後序」のおかれた位置のちがいを中心とした、記事構成の順序・位置の小異にとどまっており、全体としての記事内容にちがいはみられない。

四 『太平記綱目』と『通鑑綱目』

『綱目』の全体的構成は右にみたごとくであるが、次にそれぞれの巻は、どのような方針のもとに、どのような形態と内容をもって記述されているかという問題を考えてみたい。

『綱目』著述の方針については、著者原友軒の手になる「凡例」において述べられているので、まずそれについてみてみよう。「凡例」は一つ書きで、九項目別記されているが、その第一項目は、

一、是、編太平記正文、大書ニシテ為綱ト。以諸名家之評議ヲ、細書ニシテ為目ト。

となっている。

「綱目」とは、物事の、大きな区分けと小さな区分け、すなわち大綱と細目を意味するものである。つまり本書は、まず「綱」として「太平記正文」（『太平記』の本文）を「大書」して前に掲げ、後に「太平記」に関する諸家の「評隲」（「隲」は、救いあげて生かすという意の「鷹」の異体字）を「細書」して載せ、これを「目」としたというわけである。

同じ著者原友軒筆の「太平記綱目後序」には、

今如此篇^{ハキ}則以^ニ太平記正文^ニ大書^{シテ}為^レ綱^ト以^テ諸名家評隲^ヲ細書^{シテ}為^レ目^ト間或^ハ借^テ以^ニ己意^ニ更^ニ為^レ篇段^ト附^ニ各評之後^ニ凡六十卷名^ヲ太平記綱目^トとある。

「綱」と「目」の内容についての説明は、「凡例」の第一項と全く同じであるが、ここではさらに、諸家の評に後に、「己意」をもつてした「篇段」、すなわち著者友軒の私見を加えた箇所もあることを明らかにし、また本書は、この「綱」と「目」を主体として編成した故に、「太平記綱目」と呼称するということが明示しているわけである。

「綱目」を称する著名なる著作に、司馬光の大著『資治通鑑』（一〇八四年成立）を、南宋の朱熹（朱子）が独自の観点から再編成した史書『資治通鑑綱目』五十九巻がある。本書は、その序に、「大

書^ヲ提^テ要^ヲ而分注^ヲ以備^レ言^ヲとあるように、『資治通鑑』から重要な事項をとり出して大書した「綱」と、分注的に事実を詳記した「目」とから成るものである。

この『通鑑綱目』は、朱熹の意をうけて、その門下の趙師淵が編纂したといわれるが、わが国には宋学の伝来と共に、南北朝時代から伝わり、江戸期には、幕府の官学となつた朱子学の学派にとりわけ重んぜられ、版も重ねて広く流布していたものである。

原友軒は、おそらく「綱目」という書名も、「綱」と「目」をたてる叙述形態も、右の『通鑑綱目』に学んだものと思われる。

「凡例」の第二項目には、

一、紀年及紀月、並載^ニ于各卷^ノ之初^ニ、以便^ニ考覽^ニ。

とある。これは「綱目」各巻の巻頭におかれている目録の冒頭部に於いて、巻一の例でいえば、

太平記綱目巻之一目録^{起^ニ文保二年二月^ニ尽^ニ正平二年七月^ニ}

といったような形で、各巻が記述している年月の始めと終り、つまりいつからいつまでの期間を扱っているかを一目のもとに明示し、南北朝時代を記述した編年の歴史書という『太平記』の一面を強くおし出していることをさしている。

『資治通鑑綱目』は、さきにもふれたように、『資治通鑑』を再構成して、「某年某月（某日）起つた事件のいわば見出し（綱）をま

ず掲げ、次に行を改めて、あるいは一格下げて、その事件の内容を記述していく(目)というやり方、つまり読む年表^⑤という体裁をとった史書である。

右記の『太平記綱目』の「凡例」第二項目のようなやり方は、『太平記』を一種の編年史として位置づける意図をもって、『通鑑綱目』の「綱目体」というべきものを、『太平記』に適用したものとすることができよう。

ただし、ここで問題になるのは、『太平記綱目』よりさきに、万治二年(一六五九)に板行され、『綱目』が大きな影響をうけた『太平記大全』において、すでにこうした各巻目録の巻頭部に、その巻で扱っている年月の始めと終りを記すというやり方が採られているということである。

常識的に考えれば、『綱目』はこの『大全』のやり方を踏襲したにすぎないということになるが、それでは、『綱目』の著者原友軒が、あたかも「綱目」の大きな特色のごとくに、「凡例」にその方針を掲げた意図が理解しがたいことになる^⑥。

『太平記大全』の現存版本(整版本)は、いずれも、『万治貳』^{己亥}年仲夏吉辰板行之」という刊記を持つているが、この刊記を持つ版本でも、各巻目録の箇所に、収載年月の始めと終りを掲げていないもの(例えば早稲田大学図書館蔵本)も現存している。

また架蔵本などをみると、巻四十の巻末に記された「万治貳」^{己亥}年」という刊記の部分には、上下に枠取りの痕跡が残されており、この刊記を貼付して刷った形跡がうかがわれる。

こうした点から推して、万治二年の『大全』初刷刊行の時には、各巻収載年月の始め終りの記入はなく、寛文八年(一六六八)頃に刊行された『綱目』にならって、それ以後に、各巻目録部に収載年月の始め終りを記入した版に万治二年板行という刊記を貼付して刊行したという可能性も考えられるのではなからうか。

この仮説を裏づけるためには、この期の『太平記』や『大全』『綱目』の版本類について、さらに精査・検討を加える必要があるが、いずれにせよ、『太平記綱目』刊行の寛文八年あたりから、『綱目』と同じような形で、各巻目録部に、その巻収載年月の始め終りを記入した『太平記』版本(整版本)の刊行(例えば、寛文十一年刊本・貞享五年刊『新刻太平記』本・元禄十一年刊『絵入り太平記』本など)が、多くみられるようになることは確かである。

五 『綱目』掲出の『太平記』本文

次に『綱目』の「凡例」第三項目をみてみると、
一、正文、因^レ旧^一本^ニ一字不^レ刊^ラ有^ル欠^ク者、採^レ校^シ異^本二而

附^レ益^之。

とある。

『綱目』は、すでに「凡例」第一項目で明示しているように、各巻とも、まず『太平記』の「正文」(本文)を前に掲げて、これを「綱」(大綱)とし、その本文に対する論評や注釈を「目」(細目)として、その後に載せるという方針をとっているが、この第三項目は、その本文採択の方針について述べたものである。

すなわち『綱目』に載せた『太平記』本文は、「旧本」に拠り、それを一字も削らずに収載し、「旧本」に欠けるところがある場合は、「異本」を対校して、これを補ったとしている。底本とした「旧本」も、対校したという「異本」も、具体的にどの本をさすのか、まったくふれるところがない。

こうした点は、『綱目』成立から二十年余り後の元禄二年(一六八九)に著わされた水戸の『参考太平記』が、その「凡例」で、対校した異本九本の素姓まで明記していることなどと比較すれば、ずさんな「凡例」ということになろう。

しかし、『綱目』著作のねらいは、さきにもふれたように、『太平記』本文の研究を行うというようなどころにはなく、『太平記』を読んだり、講釈したりする人のための百科大全を作るといふ啓蒙的なところにあつたし、そうした啓蒙的著作に、「凡例」をかかけて、著述方針や特色を明らかにしようとした点をむしろ評価すべきでは

なかるうか(先行の『太平記大全』には「凡例」が載せられていない)。

ところで、右の「凡例」にいう「旧本」とは、いわゆる「古本」のことではなく、江戸期における正統の『太平記』本文であつた流布本(版本)系統の中では古い本ぐらいの意味であろう。

『綱目』に収められている『太平記』本文と、まったく同じ版とみられるものは、まだ管見に入らないが、総目録と剣巻とを別冊に立てて四十一冊本としている点から推すと、この形態をはじめてつた元和二年片仮名交り十二行古活字本や元和八年片仮名交り十二行整版本から後に刊行された流布本(版本)系の一本ということになろう。『大全』所収の『太平記』本文とも近い系統と思われるが、付訓などを比較すると、まったく同一版とはいえないようである。

六 『綱目』と『無極鈔』

『綱目』「凡例」の第四項目は、

一、以_二伝記及和田助則評_一、為_レ本_ト、以_二釈自晦評_一、繼_レ之_ニ、凡_レ雜抄_ト、如_二図経・合璧・南木集・満祐記・名和軍記等_一、参_レ焉_ヲ、補_レ焉_ヲ。となつている。

『綱目』は、前記のように、近世初期に相次いで著わされた『太平記』の評判書・注釈書の類を集大成することを大きな目的とした

著作であるが、この「凡例」第四項目は、そのうちの評判書の類について、どの書を取載・参照したかという点を明らかにしたものである。

右の「凡例」によると、評判書の類については、「伝記」および「和田助則評」を中心にすえ、「釈目晦評」がこれに次ぎ、「図経」「合璧」「南木集」「満祐記」「名和軍記」なども参照して、上記の三つのものの補いとしたことである。

右に挙がっている諸書のうち、主として引抄したという「和田助則評」というのが、『太平記評判私要理尽無極鈔』をさすものであることは、『無極鈔』巻頭の「無極鈔之序」（「洛外之隠士桃翁」筆）に、「此評判私要無極鈔五十卷者、和田下野守助則入道榮闇作也」とあることで明らかである。

事実、『綱目』の内容をみると、例えば、巻一の第一章段「後醍醐天皇御治世事」の本文の後に取載されている十四項目の「評」や「伝」のうち、三項目は『無極鈔』から引いたものであり、第二章段「関所停止事」では、九項目中の四項目が、『無極鈔』からのものである。巻一全体でいえば、七十六項目中の二十三項目で、約三割を占めており、他の七割のほとんどを占めている『理尽鈔』と並んで、重視・採択されていることがうかがわれよう。

ただし、その『無極鈔』の引抄の仕方は、今井正之助氏が指摘さ

れているように、『大全』が『理尽鈔』の「評」や「伝」を、そっくりそのまま引きうつして載せたといったような機械的なものではなく、取捨したり、別項目を合成して一項目にまとめたり、詞章にも多少の改変の手を加えたりするように、著者原友軒によって再編成された形で採られているのが特徴といえる。

『綱目』の『無極鈔』からの引抄の一例を、巻一の第三章段「立后事付三位殿御局事」からあげてみると、後醍醐天皇の後宮の乱脈に関連して、

伝曰 正中元年六月二十五日ニ、後宇多帝崩ジ給ヒシニ、此君無道ノ御心ニテ父崩御ノ翌日ヨリ御遊ノ興ヲ催シテ、諸臣ヲ召集ラレ、宴ヲ設テ岐^{（岐元）}女ノ舞樂ヲ奏セシム、是悪王ノ行ナリ、今又南都ノ僧徒ニ女肉ヲ許サレテ、交ノ堅カラン事ヲ期シ給フ、又南都ヘ幸ノ時、美人^{（テクルマ）}輩ニシテ寺中ヘ入侍ル、是僧徒ヲ親ムベキ計略ナリ、サレ共是等ハ皆小人ノ謀ニテ君子ノスベキ事ニアラズ、又資朝・俊基等ヲ近ツケ御座^{（シヤ）}ノ茵ヲ同クシテ常ノ睡ヲ催サレ、傾国ノ乱ヲ恐ズ、傾城ノ源ヲ知ズシテ逸遊ニ乗セラルルハ天子ノ器ニアラズ、（32ウ）

という項目がある。

これは、『無極鈔』巻一之上（13オ―13ウ）に、

一 正中元年二後宇多院崩シタマヒシニ、此君情ナキ御心ニテ、

父ノ王崩御ノ明ル日ヨリ、御遊ノ興ヲ催シテ、諸臣ヲ召集ラレ、酒宴シ、妓女ノ舞楽ヲ奏セシム、是悪王ノ勤ナリ、

一 南都ノ僧徒ニ女肉ヲユルサレテ、交リノ堅カラン事ヲ期シ給フ、是ヲ少人ノ謀ニシテ君子ノスベキ事ニテハナシ、其上南都レ御幸ノ時、美人輦ニシテ寺中へ催シ入レタリ、是皆僧徒ヲ可レ親ノ御計略ナリ、

一 資朝・俊基御座ノシトネヲ同クシテ、常ノ御睡ヲ催サルル事、天子ノ御器量ニアラズ、其上傾国ノ乱ヲ不レ恐、傾城ノ源ヲ不レ知給、逸興ニ乗シテ御政拙シ、

とある三項目を、詞章の前後を入れかえたりして多少の手を加えながら、「伝目」という一項目をまとめて載せたものである。

七 『綱目』と『大全』『理尽鈔』

右のように、「無極鈔」の引抄については、「凡例」第四項目に述べられている通りであることが確認できるのであるが、問題は、「綱目」が主として引抄・収載したという、もう一つのもの、すなわち「伝記」とは何をさしているかということである。

常識的に考えれば、当然これは『理尽鈔』をさしているということになる。例えば、巻一の第一章段「後醍醐天皇御治世事」に載せられている十四項目の「評」「伝」のうち、十項目は『理尽鈔』

から引いたものである(あとの三項目は『無極鈔』、一項目は出所未詳)。巻一全体でいえば、七十六項目のうち、実に五十一項目は『理尽鈔』から採っており、全体の七割弱を占めているのである。

こうした大きな比重を占めている『理尽鈔』について、「凡例」でふれないことは考えにくいのであるが、右記の「凡例」第四項目で、それを求めるとすれば、「本ト為」たという「伝記」しかあり得ないことになる。

『理尽鈔』には、『太平記』記事について論評を加えた「評」と、異伝・裏話の類を補記した「伝」との二大項目があり、その比重は相半ばしているが、その両者を包括して、「伝記」と表記したとみなすのは、いささか無理がありそうである。

この「伝記」という項目は、実は『綱目』が大きな影響をうけ、著作の範としたと考えられる『大全』にみることができ。これは旧稿^⑤でも紹介したように、「大全」の著者西道智が、『太平記』全巻にわたって、新たに三千三百四十八の項目を立て、主要な登場人物の略伝を記載したものである。

『綱目』は、この『大全』の「伝記」を、そのままの形ではなく、要をとったり、著者原友軒による注解のごとくみせかけたりしながら、大いに活用している。例えば、巻一の第一章段「後醍醐天皇御治世事付武家繁昌事」の最初の注解(頭注)は「神武帝」について

であるが、見出しの下に「追解」とあつて、次のように注記されている。

諱神日本磐余彦天皇、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊第四皇子也、母曰玉依姬、海童之小女也、年十五立為太子、五十二歲即位、治天下七十六年、崩于橿原宮、時年一百二十七歲、

「神武帝」については、『太平記鈔』『太平記賢愚抄』に注解の記載がなく、この「追解」は、『大全』の「伝記」の欄に、

○神武天皇 日本人皇始、諱神日本磐余彦尊、又狭野神代庚午正月朔日庚辰誕生、甲申年為皇太子、辛酉正月一日於日向樟原宮即位、御歲五十一歲也、治七十六年、百二十七歲崩、地神五代彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊第四皇子、母玉依姬海童子皇姬也、神武即位周十八代惠王十七年当也、

とあるのをうけて、これを簡潔な形にまとめたものと思われる。

『網目』における「追解」とは、同書が引いている先行の注釈書『太平記鈔』『太平記賢愚抄』に注解の記載がないか、記載があつても不充分と認めたものについて、著者原友軒が新たに注解を加えたものをさすのであるが、右の例のように、『大全』の「伝記」などを巧みに利用しており、必ずしも友軒のオリジナルな注解ではないものも多く見うけられる。

「追解」としたものでない場合でも、『大全』の「伝記」利用が行

われている。例えば巻一「後醍醐天皇御治世事」の三番目の頭注「高時」の項は、

人皇五十主桓武帝二十世孫相模守貞時長子也、生嘉元癸卯、九歲任左馬權頭、十有五任相模守、嘉暦元年三月十三日薨、時年二十四歲、積名宗鑑、正慶二年五月二十三日於鎌倉東勝寺自殺、

となっているが、これも明らかに『大全』の「伝記」に、

○相模守平高時 人皇五十代桓武天皇二十代之孫相模守貞時嫡男也、嘉元元年生、十五歲任相模守、嘉暦元年三月十三日依所勞出家法名宗鑑二十四歲、卅一歲正慶二年五月廿三日於鎌倉東勝寺自殺、号二月輪寺、

とあるものを要約補訂したものであろう。

このように、『網目』が、『大全』の「伝記」に依拠して「追解」や注解を行っていることは事実であり、「凡例」において、「伝記」に拠つたと記すこと自体は、むしろ当然ともみなされよう。

しかし、この「凡例」第四項目は、難解語句や固有名詞などの注解に関して、『網目』が依拠し、引抄した書物をあげるべきところ（それは後にふれるように、「凡例」第七項目で行っている）ではなく、評判書の眼目である諸家の論評や異伝の収載は、何に依拠し、何を引抄したかについて述べるべき箇所である。したがって、こ

は当然、『綱目』が、「評」や「伝」の収載につき、最も依拠し、引抄している『理尽鈔』か、或いは、その『理尽鈔』を忠実にうけつぎ収載している『大全』の名をあげるべきであるのに、「伝記」というような、「凡例」の別項にあげるべきものを持ち来つて、何か船晦の気配が感じられるところに問題があろう。

思うに、『綱目』の著者原友軒には、『太平記』評判書を創始した『理尽鈔』や、評判書・注釈書を集成し、それに私見を加えるという新スタイルを創り出した『大全』に対する根強い対抗意識があったようで、「凡例」や「後序」でも、その名をあげることを意識的にさげているようにみえる。

しかし、「凡例」である以上、まったく黙殺することもできにくいので、「伝記」というような、あいまいな表現によって、『大全』と、『大全』が忠実に採録している『理尽鈔』の「評」や「伝」のことを示そうとしたのではあるまいか。「伝記」をもつて「本ト為ス」という「凡例」の第四項目を強いて解すれば、こんなところであるうか。

八 『綱目』と『雑抄』

『綱目』の「凡例」第四項目は、主として拠つた二つのものに統いて、「以『釈自晦評』繼之」と述べているが、この『自晦』がい

なる人物か、その「評」を載せるのはいかなる書か未詳である。さきにもふれたが、『綱目』には、数は少ないが、『理尽鈔』にも『無極鈔』にも見えない、出所未詳の「評」や「伝」が載せられている。例えば、巻一「後醍醐天皇御治世事」の章に付された「評」「伝」のうち、五番目の「評曰」にあたる項目(14オ〜15オ)に、

夫人ヲ賞スルノ道、其功ヲ計リテ官禄ヲ与フ、サレバ一人賞シテ万人悦ガゴトクニ賞スル時ハ、上下ノ心ヲ励シテ、諸人其賞ヲ蒙ラン事ヲ思フ、今頼朝平家ヲホロボシ給フ事、其功他ニ異ナリトテ、六十余州ノ総追捕使ニ補セラルル事、大ニ過タリ、是全ク天下ノ益ニアラズ、却而王法衰ル端トナレリ、(中略)父子三代僅ニ四十二ニ尽ヌル事、天ヨリ是ヲ罪スルモノナリ、後ノ人カリニモ忘ルマジキハ、忠孝ノ道ナリ、最慎シムベシ、とあるなどがそれである。或いはこの項あたりが、「釈自晦評」を引くものであろうか。

次に、「參」焉補「焉」、つまり参考にしたり補足したりするのに用いたという「雑抄」の類についてみてみよう。最初の「図経」とは、『太平記理尽図経』のことである。この書は、『理尽鈔』から、兵法・軍略に関する記事を抽出し、合戦の布陣などを図示したものであり、慶安四年(一六五二)以前に大橋貞清が著作し、明暦二年(一六五六)に版行されたものである。この書の生成や、『綱目』の

『図経』引用の具体相については、今井正之助氏の論があるので、それにゆずりたいと思う。

二番目の「合璧」は、全体で八十九箇所ほど引かれており、一見、『理尽鈔』や『無極鈔』と並ぶ有力な依拠文献のようにみえる。しかし、今井氏の指摘があるように、この書はどうやら『綱目』の著者原友軒がつくりあげた烏有の書らしいのである。例えば、巻五「相模入道弄ニ田楽ニ井關犬事」の章に、

合璧 入道ガアナガチニ諸国へ相觸テ、正税官物ニ募リテ、犬ヲ尋求メタルニハアラズ、入道或時庭前ニ犬ノ囀合ケルヲミテ、面白キ事ニ思ヒケル故ニ、媚ヲ求ル佞人共奇犬ヲ求メテ高時ガ前ヘ引進アツス、(後略)(14オ―14ウ)

とあるが、これは、『無極鈔』巻五(8オ―9オ)に、
此大合アハセノ事アナガチニ正税官物ニ募タルニハアラズ、入道犬ヲ好ミシ故ニ、媚ヲ求ル佞人ドモ、奇犬ヲ用意シテ進物トス、(後略)

とあるものに、多少の潤色を加えたもので、内容的には、ほとんど一致している。

つまり、『綱目』は、『無極鈔』『理尽鈔』に拠ったものの一部を、『合璧』という(架空の)評判書からの引用のごとくみせかけており、その意図はともかく、結果的に、『理尽鈔』『無極鈔』からの引

用・影響を、実際より小さくみせることになっている。いずれにせよ、この事實は、『綱目』という著作、そしてその「凡例」が、一筋なわではゆかぬ手のこんだものであることを物語っている。

「雑抄」の類の三番目にあがっている『南木集』は、巻一「後醍醐天皇御治世事付武家繁昌事」の章に、一箇所だけ引かれているものである。その内容は、『理尽鈔』『無極鈔』にみえないが、名和長俊(年)が、楠木正成に問い、高時が恨みを持つ者を徹底的に除かなかったところに、その滅亡の因があるとすする正成の返答に、長俊が「信服」するという、『理尽鈔』『無極鈔』によくみられるパターンがとられている。

四番目の『満祐記』からの引用は、『綱目』全体で十箇所ほどみられるが、例えば、巻六「赤松入道円心賜ニ大塔宮令旨事」の章の場合(57ウ―58オ)は、『無極鈔』巻六(40オ)に、「満祐ガ日記」とある記事とほぼ一致するものであり、巻二十首巻の「公家一統政道事」の章(4ウ)に、「赤松満祐伝曰」として引かれているものも、『無極鈔』巻十二(5ウ)にある記事(『無極鈔』には、「赤松満祐伝」などからの引用とはされていない)と同内容である。つまり、ここでも実際には『無極鈔』に依拠しながら、『満祐記』という独立の著作から引いたようにみせかけているのである。最後の『名和軍記』は、『綱目』の中に明記された形では見当たらないよ

うである。

このように、「凡例」第四項目に挙げられた「雑抄」の類には、今井氏のいわゆる「虚飾」^⑧の書、架空の書物が含まれているので、「凡例」記事をそのまま信することはできないが、「南木集」(楠木氏)「満祐記」(赤松氏)「名和軍記」(名和氏)といったように、「太平記」の評判書・兵法書と関わりの深い三家とつながるらしい書名があげられているのは興味深いことといえよう。

「凡例」第五項目以下の検討や、「綱目」の特質・意義などを見きわめることは、さらに稿を改め書き継ぎたいと思う。

注

- ① 拙稿「『太平記綱目』小考(一)―成立と著者をめぐって―」(『同志社国文学』40号、平6・3)
- ② 拙稿「『太平記大全』について―『太平記』研究史の一章―」(『室町藝文論攷』所収、平3、三弥井書店)
- ③ 主として調査・参照した「『太平記綱目』の版本(いずれも無刊記)は、次の諸本である。内閣文庫蔵本・京都府立総合資料館蔵本・龍谷大学図書館蔵本・池田文庫蔵本・長坂成行氏蔵本・架蔵本。なお「綱目」の本等の引用は内閣文庫蔵本に拠った。
- ④ 増井経夫氏「中国の歴史書―中国史学史―」(昭59、刀水書房)など。
- ⑤ 島田慶次氏「序論の7・通史」(『アジア歴史研究入門』第一巻中国Ⅰ、昭58、同朋舎出版)
- ⑥ 本稿後段の評判書に関する検討で明らかになったように、「凡例」の記述そのものの信憑性にも疑義が存することを考慮に入れる必要がある

う。

- ⑦ 「無極鈔」の引用は、内閣文庫蔵版本(無刊記)に拠る。
- ⑧ 今井正之助氏「太平記評判書の転成 卷十二「河内国逆徒ノ事」を事例として」(『愛知教育大学研究報告』第43輯、平6・2)

⑨ 注②の拙稿。

⑩ 「大全」の引用は、架蔵本に拠る。

⑪⑫⑬ 注⑧の今井氏論文。

後記

「綱目」諸本の閲覧・参照等を許可して下さった諸機関・各位(注③に掲出)に御礼を申しあげます。